

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第80号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（県土整備部の室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項）</p> <p>第27条 県土整備企画室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>室長専決事項 （1）～（9） [略] [略] 2～8 [略]</p> <p>9 建築住宅課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項 （1）～（23） [略] [略] 10・11 [略]</p>	<p>（県土整備部の<u>部長</u>、室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項）</p> <p>第27条 県土整備企画室の分掌事務について、<u>部長</u>、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>部長専決事項</u> <u>（1）復興交付金を充てて建設し、又は買い取った1件の評価額7,000万円以上の公営住宅及び共同施設の売払いに関すること。</u></p> <p>室長専決事項 （1）～（9） [略] [略] 2～8 [略]</p> <p>9 建築住宅課の分掌事務について、<u>部長</u>、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>部長専決事項</u> <u>（1）議会の議決を経て買い入れる公営住宅及び共同施設の売買契約の締結に関すること。</u></p> <p>総括課長専決事項 （1）～（23） [略] [略] 10・11 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。